

島田市パートタイム会計年度任用職員採用試験 職種別詳細

職種区分		職種または業務内容		採用予定人数	応募資格
A	一般事務	4	中山間地域活性化に係る業務	1人程度	普通自動車免許
勤務条件・職務内容等					
任用期間		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※任用後、1月間は条件付採用			
職務内容		<ul style="list-style-type: none"> ○包括ケアに係る業務(中山間地域) <ul style="list-style-type: none"> ・みまもりが必要な一人世帯への訪問 ・居場所・しまトレの未実施地区調整 ○行政手続き等に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの出張申請 ・各種行政手続き等の相談業務 ・地域コミュニティの活性化に係る活動支援等 ○その他、市民協働課の所管事業の事務補助 <ul style="list-style-type: none"> ・印刷、封入・郵送作業、問い合わせ対応等 			
勤務日及び勤務時間		1週間の勤務日 月曜日から金曜日まで(5日間) 1日の勤務時間 午前8時30分から午後3時30分まで(6時間) 1週間の勤務時間 計30時間 休憩時間 1時間 ※勤務日及び勤務時間は相談の上、変更となることがある			
勤務場所		市民協働課(島田市中央町1番の1) 地域包括支援センター(川根町身成3298-8ウエルシア島田川根店横)			
休日等		週休日(土曜日及び日曜日) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和5年12月29日から令和6年1月3日まで			
報酬等		1 報酬月額 116,206円(週30時間勤務の場合) ※経験年数に応じて加算されることがある ※上記報酬額は、人事院勧告等の影響により任用までの間に改定されることがある ※特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき支給 2 費用弁償 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給 3 期末手当 期末手当を関係例規に基づき支給 ※期末手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度途中で変動されることがある			
所管課等(問い合わせ先)		市民協働課 地域づくり担当 (0547-36-7197)			

※今後の予算状況等により、採用予定人数が変更される場合があります。